



平成 21 年 8 月 14 日

各 位

会社名 日本アンテナ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 瀧澤 豊  
(JASDAQ・コード6930)  
問合せ先 管理部長 清水重三  
電 話 03-3893-5221

(訂正)「平成 22 年 3 月期 第 1 四半期決算短信」の一部訂正について

平成 21 年 8 月 7 日に発表いたしました「平成 22 年 3 月期 第 1 四半期決算短信」の記載内容について一部訂正がありましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所は下線を付して表示しております。

記

4 ページ

【訂正前】

定性的情報・財務諸表等

4. その他

(3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

・会計処理基準に関する事項の変更

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の適用)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第 15 号 平成 19 年 12 月 27 日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 18 号 平成 19 年 12 月 27 日)を当第 1 四半期連結会計期間より適用し、当第 1 四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第 1 四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められ、請負金額 2 億円以上かつ工期 1 年超の工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これによる当第 1 四半期連結会計期間の損益に与える影響はありません。

【訂正後】

定性的情報・財務諸表等

4. その他

(3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

・会計処理基準に関する事項の変更

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の適用)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第 15 号 平成 19 年 12 月 27 日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 18 号 平成 19 年 12 月 27 日)を当第 1 四半期連結会計期間より適用し、当第 1 四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第 1 四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これによる当第 1 四半期連結会計期間の損益に与える影響はありません。

以上